

## 豊橋市M a a S 環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市M a a S 環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、スマートフォン、パソコン等により、複数の公共交通又はそれ以外の移動サービスの検索、予約、決済等を一括で行うサービスが利用可能なアプリケーション等（以下「M a a S アプリ等」という。）と連携し、一人一人の移動ニーズに対応したM a a S の環境を整備することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本店を有し、かつ、市の区域内を運行する鉄軌道事業者
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行うものであって、市の区域内を運行するバス路線（「地域生活」バス・タクシーの路線を除く）を有する路線バス事業者
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付した一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を行うものであって、市内に営業所を有するタクシー事業法人

(暴力団等の排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を決定しないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する事業であって、当該補助事業者がM a a Sアプリ等との連携により、M a a Sの充実に資する次に掲げる事業とする。

- (1) 電子乗車券のM a a Sアプリ等への掲載又は連携に係る事業
- (2) 補助事業者が運用するタクシー配車アプリをM a a Sアプリ等へ掲載し、又は連携する事業

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費の範囲は、補助事業者が、前項の補助事業に係るM a a Sアプリ等への掲載、又は連携に直接要する導入経費とする。

- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

(補助金の補助率及び補助金額)

第7条 補助金の補助率は補助対象経費の2分の1以内で市長が別に定める率とし、予算で定める額の範囲内の金額で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市M a a S環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市M a a S環境整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第10条 規則第7条第1項の市長が定める期日は、30日以内とする。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合（変更の内容が軽微であると市長が認める場合を除く。）は、速やかに豊橋市M a a S環境整備事業変更申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る変更見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、変更を決定したときは、豊橋市M a a S環境整備事業費補助金変更決定通知書（様式第4）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、市長が必要と認める場合は、速やかに豊橋市M a a S環境整備事業状況報告書（様式第5）により市長に対し、補助事業の実施等の状況を報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が第9条の規定による通知書の交付を受けた日が属する年度（以下「補助事業年度」という。）内に完了しない見込みであるときは、豊橋市M a a S環境整備事業状況報告書にその理由を付して、その事実が判明した日から30日を経過した日又は補助事業年度の3月10日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第10条の市長が定める期日は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助事業年度の3月20日のいずれか早い日までとする。

2 規則第10条の規定による実績報告は、豊橋市M a a S環境整備事業実績報告書（様式第6）により行うものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、豊橋市M a a S環境整備事業費補助金額確定通知書（様式第7）によるものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を提出しなければならない。

（帳簿等の備付け及び期間）

第16条 補助事業者は、規則第17条の帳簿のほか、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の得喪に関する書類及び当該財産の現状の把握に必要な書類その他資料（以下「取得財産等に関する書類等」という。）を備え付けなければならない。

2 取得財産等に関する書類等は、取得財産等を取得した時期、又は効用が増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等の状況が明らかになるよう整理しな

ければならない。

3 規則第17条の帳簿及び取得財産等に関する資料等は、補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限の期間)

第18条 規則第18条の市長が定める期間は、補助事業年度の終了後5年間とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。